

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

沖縄労働局

Okinawa Labour Bureau

沖縄労働局発表  
令和3年10月18日

担	沖縄労働局労働基準部賃金室
当	室長 梅澤 栄
	室長補佐 宜間 弘史
	電話：098-868-3421

## 令和3年度沖縄県最低賃金改正【792円⇒820円】周知 に係る街頭キャンペーンの実施について

令和3年度沖縄県最低賃金が、令和3年10月8日（金）から改正、発効しています。  
沖縄労働局（局長 西川 昌登<sup>まさと</sup>）では、県内で働く労働者及び使用者を始め、広く県民に周知するため、沖縄県、労使団体の協力の下、下記により街頭キャンペーンを実施いたします。

### 趣 旨

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。沖縄労働局では、改定額を広く県民に周知を行い、改定されたことを知らないことによる法令違反が生ずることがないように、本街頭キャンペーンを始め、労働局長及び労働局幹部が積極的に周知の取組みを行うこととしている。

#### 1 街頭キャンペーン実施内容

- （1）実施年月日 令和3年10月22日（金）17：30～18：30
- （2）実施場所 県庁（県民広場）前付近
- （3）参加・協力機関 沖縄県、沖縄県経営者協会、沖縄県商工会連合会  
沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県商工会議所連合会  
連合沖縄（予定）

#### （4）内 容

開会セレモニー（予定）

- ① 沖縄労働局長挨拶
- ② 沖縄県（商工労働部 産業雇用統括監）挨拶
- ③ 労働者団体代表（連合沖縄）挨拶

セレモニー終了後、沖縄労働局長を先頭に、参加・協力機関の協力を得て、通行人への別添リーフレットの配布による周知の取組を行う。